

## 平成20年度 施政方針

平成20年度における我が国経済は、物価の安定の下での民間需要中心の経済成長になると見込まれるとして、実質経済成長率は2.0%程度（名目経済成長率2.1%程度）と見込まれるものの、国の一般会計における公債残高は、5百53兆円に達し、これにかかる平成20年度の国債費が20兆1千6百32億円と歳出総額の約4分の1となるなど、依然として構造的な厳しさが続いており、財政事情は悪化した状況にあります。

こうした状況に鑑み、国では、平成20年度予算については、平成23年度に、国と地方の基礎的財政収支を黒字化していくため、歳入と歳出の一体改革を軌道に乗せる上で極めて重要な年として位置づけ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」及び「経済財政改革の基本方針2007」に則り、引き続き、歳出改革の一層の推進を図ることとしております。

これらを通じて、地方財政計画の規模の抑制に努めることとする一方、喫緊の課題である地方の再生に向けた自主的・主体的な地域活性化施策の充実等に対処するため、地方交付税の総額については、一般会計から特別会計への繰入に要する経費（入り口ベース）で、平成19年度当初に比し3.6%増となっており、地方団体に交付される出口ベースにおいても、「地方再生対策費」を創設したことなどにより、前年度比較で1.3%の増となっております。また、地方債計画においても、地方公共団体が当面する諸課題に重点的・効率的に対応しうよう、所要の地方債資金の確保を図ることとしたため、総額では0.3%と、わずかな減になっている状況にあります。

こうした中で、本町においては、平成19年度からの本格的な税源移譲が実施されたことにより、町税収入は増収が見込まれ、地方交付税においても見込ではありますが、普通交付税に臨時財政対策債を加えた額は、平成19年度確定額と比較して3.2%の増、特別交付税にあっては、合併需用分の減が大きく影響するため、45.9%の減となり、これら総額では、0.2%の増となる状況にありますが、中央での民間主導の経済成長による緩やかな景気回復は反映されておらず、地方・地域間のバラツキは大きく、好調さを維持している一部法人はあるものの、本町にあっては、税収は伸び悩み、他の地方公共団体と同様に財政環境も大変厳しい状況にあります。

一方、歳出においては、人件費は定員適正化計画の効果により減少しますが、公債費が依然として高水準にあり、一部事務組合負担金、繰出金についても多額であり、厳しい財政状況が続いております。

このため、本町の平成20年度の当初予算編成にあたりましては、第一次振興計画での基本目標のまちづくり実現に向け、「歳入に見合った歳出」が予算編成の基本であることを認識し、俊敏な行動と住民サービスの向上、無駄を見つけ、無駄を省く意識改革により「小さな役場」を目指していくため、経費の削減を図りながら、住民の立場に立った予算編成に取り組むことを最重視し、財政状況や事業コストに対する一層の職員意識の向上を図り、限られた財源の中で、より効果的なサービスを達成するため、平成19年度と同様、あらかじめ一般財源の予算枠を各課に配分する「枠配分方式」を導入し、行政改革大綱に基づきおこなった、中期財政計画の見直し内容を踏まえた事業の選定を行ったところであります。

また、平成20年度は、議会から答申のあった「行財政改革推進に関する提言」を踏まえ、行財政改革大綱（集中改革プラン）を見直すこととしており、見直しに沿って、計画的に事務事業を進めていくものであります。特に歳入関係では、自主財源の安定的確保を図るため、平成18年7月に設置しました「町税等滞納金収納対策本部会議」において、徴収マニュアルを策定し、活用しながら、全庁的取り組みにより、町税、使用料等の収納率の向上を図ってまいります。また、財政調整基金、公共施設整備基金の繰入については、老朽化している学校施設に係る耐震補強及び大規模改修工事、温泉施設の改修等、将来にわたる施設維持管理経費が、健全な財政運営上負担となり、基金の額の確保が不可欠となることから、繰入をしないで予算編成を行うものであります。

歳出関係については、定員適正化計画に沿った職員数の削減をはじめとして、行政評価や「補助金制度に関する指針」に基づき、事業、施策の効果や必要性を分析し、補助金の適正な運用を図ることとし、施設の統合についても、住民との合意形成を図りながら、効率的な施設運営実現に向け、今後も積極的に取り組むとともに、限られた資源を最大限に活用した住民満足度の高い行政運営を目指し、引き続き危機意識と改革意識をもって、行政改革を進めてまいります。

次に、平成20年度の重点事業についてであります。限られた財源の中で、

第一次振興計画に掲げる町の将来像を実現するための施策を、重点的かつ効果的に進めることが重要です。細部については、部門ごとにその内容について申し上げますが、中でも特に重点化を図る事業として、次のとおり定めたところであります。

第1は、健やかで優しい福祉のまちづくりであります。

その1は、子育て支援施策の推進であります。

高田地域において、これまで藤川児童クラブが設置されておりましたが、平成20年4月より、宮川小学校が開校するため、校舎を利用して放課後児童クラブを開設するとともに、高田児童館との併設により、児童クラブの整備を行ないます。

また、児童及び生徒の医療の助成制度については、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、小学校3年生までの医療費の無料化、小学校4年生から中学校3年生までの、入院費にかかる医療費の無料化を実施いたします。

その2は、高齢者施策の充実であります。

介護保険事業計画に基づき、介護予防事業に重点を置く地域支援事業を引き続き推進していくために、高齢者を対象にした介護予防事業の充実を図ります。

また、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、新鶴地域に計画している、民間による介護老人福祉施設の整備を推進します。

第2は、学びと楽しさの文化のまちづくりであります。

学校教育の充実を図るため、耐震診断結果に基づき、高田小学校耐震補強工事及び大規模改造工事を実施し、学校統廃合を総合的に勘案した、施設・設備充実の推進を図ります。

第3は、活力にあふれる産業のまちづくりであります。

その1は、農業の振興であります。

地域ぐるみでの効果の高い共同活動を支援するため、平成19年度から本格的に導入された「農地・水・環境保全向上対策事業」を積極的に推進して

まいります。

その2は、工業・地場産業の振興であります。

工業団地につきましては、地域経済の振興と雇用の場の創出を図るため、販売価格の見直しを行い、工場設置奨励金制度を創設いたしましたので、制度等を活かしながら、企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

その3は、観光産業の振興であります。

商業の振興や町の賑わいの創出と適正な土地利用を一体的に取り組むための「商業まちづくり基本構想」策定や観光ビジネスを展開していくための観光誘客の促進、更には平成18年度より着手している本郷地域における観光駐車場の整備を図ります。

第4は、快適さと暮らし重視のまちづくりであります。

その1は、住宅・宅地の整備であります。

住宅団地や空家情報など、定住や二地域居住に対応した情報発信に積極的に努めるとともに、住宅団地については、早期売却を推進いたします。

その2は、道路ネットワークの整備であります。

地域住民の生活利便性向上はもとより、会津盆地西部地域への企業誘致の促進をはじめ、観光施設への入込み客数が増加することなどが期待されることから、新鶴スマートICへのアクセス道路整備工事とともに、伊佐須美神社へ続く高田地区横町門前町通り整備事業を継続して進めます。

その3は、公共交通の充実であります。

平成19年10月からスタートした、会津美里町デマンド交通システム「美里あいあいタクシー」の運行により、電話予約によるドア・ツウ・ドア（戸口から戸口）での、送迎サービスを充実させ、地域住民の利便性の向上を、事業者である会津高田商工会と連携を密にしながら推進いたします。

その4は、情報ネットワークの推進であります。

高度情報通信社会の推進に向けた、情報通信地域格差是正対策として、平

成 19 年度より実施している、会津美里町 H & S ネットワーク整備事業を 3 年間の継続事業として今年度も実施してまいります。

第 5 は、四季に輝くやすらぎのまちづくりであります。

上下水道の整備については、快適な生活環境を確保するための重要施策として、平成 19 年度からの継続事業により、新鶴地域の簡易水道配水池の整備を行ない、安全かつ安定的な水の供給に努めるとともに、継続事業である公共下水道の計画的な整備をはじめ、農業集落排水事業、個別合併処理浄化槽事業、合併処理浄化槽設置事業について、引き続き進めてまいります。

第 6 は、参画と協働で共に創るまちづくりであります。

住民と行政とのパートナーシップの強化を図るため、昨年度創設した、公募型の「協働のまちづくり推進事業補助金」を推進するとともに、まちづくりのルールに関する条例について検討を行い、住民参画・協働のまちづくりの充実に努めてまいります。

以上の結果、平成 20 年度の施策・事務事業を遂行するに必要な一般会計当初予算の総額は、9 億 8 千 4 百万円となり、平成 19 年度当初予算比較では、1 億 6 千 5 百万円の減、率にして 1.6% の減となり、借換債発行など、特殊要因を除いた実質ベースは、3 億 2 千 7 4 0 万円の減、率にして 3.3% の減となるものであります。

なお、三役の給料については、現在、町長が 10%、副町長、教育長が 5% の減額、管理職手当についても、10% の減額をしておりますが、引き続き厳しい町財政等の諸情勢を考慮いたしまして、現行の措置を平成 20 年度も継続する考えであります。

また、各特別会計の予算規模は、合計で 6 億 8 千 9 0 8 万 2 千円であり、同じく前年度比較で、2 億 5 千 9 9 万 2 千円の減、率にして 23.0% の減となるものであります。また、水道事業会計の収益的支出と資本的支出を合わせた予算額については、9 億 6 千 6 2 9 万 8 千円で、借換債発行もあり、

前年度比較で2億4千591万4千円の増、率にして34.1%の増となっております。

さらに、一般会計及び11の特別会計と水道事業会計の総額は、177億1千9百38万円で、前年度と比較しますと10億9百28万6千円の減、率にして10.0%の減となったところであります。

次に、行政部門ごとに施策の大綱と主要な事業について申し上げます。

最初に総務企画部門であります。

防災・消防・交通関係についてであります。まず防災については、平成18年度に計画を策定した国民保護計画との整合性を図り、町民の生命財産を保全するための重要情報として、各種防災情報を掲載した地域防災計画を策定するとともに、会津美里町H&Sネットワーク整備事業における防災システムの構築により、防災意識の高揚と災害時における安全な避難行動、減災に役立てていきます。

消防については、広域消防と連携し、予防消防の徹底を図るとともに、消防技能の修得と研鑽に努める一方、年次計画に基づき防火水槽、消防ポンプ自動車等の消防設備の整備を図ってまいります。

交通行政についても、交通安全施設の充実を図り、警察及び各種交通団体と連携を密にし、交通安全に努めてまいります。

税政については、地方税法並びに関係法令等を遵守し、合理的かつ効果的な事務の執行を図り、賦課資料の収集と調査の充実により適正な賦課に努めます。

なお、町税収納事務については、平成19年度に作成した徴収（滞納整理）基本方針を理念として、新年度の方針を定め、町税等滞納金収納対策本部を核として、収納対策に努めてまいります。

また、自主納税の意識を高めるため、現年度課税分については、督促状を発送する前に電話等で催促し、できる限り、新規滞納者の発生を抑えます。

さらに、意識の低い納税者については、給与照会を含めた収入調査および財産調査を徹底的に行い、法的措置を更に強化し、公平・公正な税収の確保に努めてまいります。

職員の人材育成については、人材育成基本方針に基づき、計画的に実施するため、職員研修規定に基づき、職員研修を体系的に整備するとともに、職場内研修を推進するため要綱を整備し、自己啓発・自発的研修の参加への支援のための新たな補助制度を創設したところであり、これらの各種研修を通して、公務員としての倫理、職員としての使命と責任を自覚し、職務に取り組む姿勢と時代の潮流の変化に対応できるよう研修を積極的に推進してまいります。

まちづくりのルールに関する条例検討事業については、統一的なまちづくりを推進するため、ルールとなる条例の制定に向けて、住民とともに検討作業を進めてまいります。

協働のまちづくり推進事業については、住民と行政がともに町の現状と将来を考える機会を設け、双方が、協働のまちづくりに対する意識を深めるため、研修会等の事業を実施してまいります。

また、町と協働して取組む経費や、コミュニティ活性化に係る経費を補助する、「協働のまちづくり推進事業補助金」を交付することにより、協働主体の育成を図ってまいります。

行政評価については、平成19年度の結果を踏まえ、より効果的なシステムの構築・運用を図ってまいります。

デマンド交通システム運行事業については、交通不便者の足の確保及び商店街の活性化を図るため、会津高田商工会に補助金を交付し、実施してまいります。

住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付事業については、太陽光発電システム及び太陽熱利用システム設置者へ、補助金を交付することにより、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図ります。

会津美里町H & Sネットワーク整備事業については、安心、安全なユビキタスネットワーク社会の実現のために、光ファイバー通信網を整備し、情報基盤の整備とICTの普及を図るとともに、光ファイバーを利用した防災情報システムを整備してまいります。

テレビ難視聴地域解消事業に関しては、地上デジタルテレビの放送開始及びアナログ放送の停止に伴い、改修が必要となるNHK共聴施設について、地元負担分の一部を補助してまいります。

住民満足度調査事業については、町民が求める施策など、今後の行政運営に資するため、調査を実施してまいります。

広報紙発行事業については、広報モニターに意見をいただきながら、町の情報を共有できる紙面づくりに心がけ、町民に理解の得られる発行に努めてまいります。

次に民生部門であります。

社会福祉関係につきましては、平成 19 年度から継続して進めております地域福祉計画を、本年度に策定し、地域におけるさまざまな問題や課題等に取り組んでまいります。

障がい者の福祉向上につきましては、平成 18 年度に策定しました、障がい者基本計画・障がい福祉計画に基づき、諸施策を進めておりますが、本計画の実行にあたりましては、障がい者地域自立支援協議会を設立し、事業内容を検証しており、本年度は、本計画の見直しを予定しているところであります。

また、平成 18 年に障害者自立支援法が施行されましたが、この法律の円滑な運営のため、平成 20 年度においても、利用者負担の軽減等の見直しがされているところであり、本年度も諸制度を活用し、障がいのある方が、地域で自立して生活ができるよう、支援してまいります。

児童福祉関係につきましては、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、児童及び生徒の医療費助成を、小学 3 年生までは無料とし、小学 4 年生から中学 3 年生までは、入院費のみを無料とする制度を、本年 4 月から実施いたします。

児童の放課後対策につきましては、4 月から統合します宮川小学校に放課後児童クラブを開設するとともに、高田児童クラブを増設し、児童の健全育成に努めてまいります。

保育所の運営につきましては、近年、女性の就労機会の確保により、保育所に預ける乳幼児が増加しておりますので、待機児童を解消し、乳幼児が健康で安全に養育できる体制づくりに努めてまいります。

また、昨年度から実施しております、保育料の軽減対策及び子育て応援パスポート事業や子育て支援センター事業などにより、子育て支援を推進いたします。

高齢者の福祉につきましては、介護保険事業が8年を経過しましたが、第3期の高齢者保険福祉事業及び介護保険事業計画の達成状況及び、評価を踏まえ、高齢者がいきいきと住み慣れた地域で、安心して過ごせる生活支援体制を構築するため、第4期計画を平成20年度に策定します。

介護保険料については、税制改革の影響により、介護保険料が大幅に上昇する方について、平成18年度及び平成19年度に激変緩和措置を講じたところではありますが、平成20年度も引き続き、激変緩和措置を実施する予定であります。

介護予防については、地域包括支援センターが拠点となり、高齢者の総合的な支援に努めておりますが、本年4月から、65歳以上を対象とした生活機能評価を、地域支援事業で実施します。

高齢者の福祉施設につきましては、本郷地域及び新鶴地域の施設を、指定管理者制度により、管理を委託し、サービスの質の確保・向上及び安定した管理運営を推進いたします。

また、身近な生活圏域ごとのサービス拠点として、昨年度に着手しました、新鶴地域の地域密着型特別養護老人ホームは、平成21年4月の開所に向けて整備しているところであります。

町民の健康増進につきましては、本年4月より、住民健診のうち、基本健診は各保険者が特定健康診査として実施することとなります。健診にあたりましては、費用の一部負担もありますが、生活習慣病等の予防のためにも、受診率の向上と保健指導に努めてまいります。

予防接種については、本年4月より、新たに、麻しん及び風しんの予防接種を中学1年生及び高校3年生を対象に実施するとともに、乳幼児及び学童、高齢者の感染症対策に努めてまいります。

また、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目標に、すべての人が健康でいきいきと幸せに暮らせるよう、健康づくり推進の基礎となる「健康増進計画」の策定を予定しているところであります。

次に町民生活部門であります。

戸籍・住民基本台帳関係については、窓口利用者の迅速化と利便性を図っていくと同時に、住民票の写しの交付請求や各種の届出の際には、本人確認を厳格化し、なりすましの防止等個人情報保護に万全を期してまいります。

生活環境関係については、ごみの発生抑制、再資源化を含んだ環境教育の実施等ごみ減量化対策と、分別収集の一層の推進を図ってまいります。

また、町内の環境美化や温暖化防止を推進するため、ごみの不法投棄防止や野焼きの禁止などの啓発を実施してまいります。

さらに、本郷地域の蛭ヶ窪町営墓地の環境維持を図るため、墓地内道路整備と雑木伐採を行ってまいります。

国民健康保険については、依然として厳しい財政状況にありますが、健全な運営を図るため、国保税収納率向上においては、特に、税負担の公平性確保の観点から、未申告世帯への申告を徹底するとともに、税の滞納者の実態を把握、分析し、電話・文書による催告及び実態に即した積極的な徴収活動に努めてまいります。

また、医療費の適正化を推進するため、電子化されたレセプトにより再点検及び縦覧点検等を効率的に実施するとともに、疾病分析情報を活用し保健師による保健指導を実施してまいります。

さらに、人間ドック受診の助成実施と併せ、新たに制度化された特定健診につきましては、費用の一部負担もありますが、生活習慣病等の予防のためにも、受診率の向上と保健指導に努め、生活習慣病予備群を早期に発見し、疾病の一次予防を図ってまいります。

また、70歳未満の被保険者の入院に係る高額療養費の支払の現物給付化、出産育児一時金受領委任払い制度により、入院や出産時の負担の軽減を図ります。

老人保健については、75歳以上の方を対象とした新たな後期高齢者医療制度が4月から施行されることにより、町民の方への一層の周知を図るとともに、確実な保険料徴収に結びつくように窓口事務処理等の円滑化を図るほか、制度導入後の状況把握に努めてまいります。

次に農林部門であります。

農業政策については、平成19年度から導入されました「米政策改革」、「品目横断的経営安定対策」及び「農地・水・環境保全向上対策」の農政改革三対策の2年目を向かえ着実な推進を図るところであります。

はじめに第1番目の「米政策改革」の生産調整関係については、従来町が行っていた「農業者への生産数量目標の配分」を、JAをはじめとする米穀取扱事業者が行うようになりました。農業者の方々にも徐々に理解されているところであり、町といたしましても、今後とも混乱をきたさないようJA等と一体となり取り組んでまいります。

また、平成20年産米の生産数量目標につきましては、対前年比0.2%減の15,330,072kgの配分を受けましたが、これを達成すべく、産地づくり交付金や町単独助成事業などの各種助成制度の啓発普及を推進し、農家の方々からの参加と理解を得られるよう努めてまいります。

第2番目の「品目横断的経営安定対策」についてであります。この事業は、担い手を対象に収入減少の影響を緩和するために設けられた制度でありましたが、これまでは事業の加入対象者が、「4ha以上の認定農業者」もしくは「5年以内に法人化を目指す集落営農組織」に限られており、この恩恵を受ける農業者が少数でありました。

しかし、平成20年度からは、事業の名称も「水田経営所得安定対策」と変わり、事業への加入対象者の範囲にも、市町村特認制度が創設されることとなりました。

これにより、「地域水田農業ビジョンに位置づけられた認定農業者」が加入対象者となるため、会津美里町管内のすべての認定農業者が、この対策への加入が可能となりました。

今後はこの制度を活用し、地域の担い手となる認定農業者への誘導や、集落営農及び農業生産法人等の設立を推進し、農用地の集積を図ると共に、効率的で高収益型の営農に取組み、安定した農業経営の実現を目指してまいります。

第3番目の「農地・水・環境保全向上対策」については、実施集落と連携を密にし、その活動が円滑に実施できるよう支援してまいります。

循環型農業については、昨年策定しました会津美里町バイオマスタウン構

想にもとづき、環境保全に努めた持続型農業の推進を図るため、堆肥化施設整備に向けたシステムの検討及び普及啓発活動に取り組んでまいります。

さらには町独自の施策として、昨年より開催しております「アクト60」による意見等を集約し、急激に変化する我国の農政の現実を見つめ、将来の会津美里町農業の振興策を具体化する「会津美里町農業活性化推進方針」を策定する所存であります。

また、旧本郷給食センター施設を利用した農産物加工施設を開設し、優れた加工品の量産化を研究すると共に、地産地消や小規模農家の収入安定施策として、直売所等の設置推進を図るなど、農家所得の向上を目指してまいります。

農村環境整備関係の本郷南地区につきましては、引き続き補完工事等を進め、優良農地の確保と、営農改善に努めると共に、町内未整備地区につきましても地域の方々と共に事業化に向け積極的に取り組んでまいります。

農業水利施設は、農業生産基盤の中核を成す重要な施設であるとともに、環境保全、防災、国土保全等の公共性、公益性も高まってきていることから、国営により造成された宮川頭首工並びに高橋頭首工については、基幹水利施設管理事業により施設機能の適正管理を推進してまいります。

国営事業並びに国営附帯県営事業等により造成された施設で土地改良区の管理する農業水利施設は、土地改良区の負担に対し支援をするとともに、農業水利施設の多面的機能の発揮と施設への配慮や安全管理の強化等の高度な管理を実施すべく、国営管理体制整備促進事業により管理体制を整備してまいります。

林業の振興については、森林が持つ水源のかん養や山地災害の防止、地球環境の保全など森林の持つ多面的機能の発揮を図るべく、森林整備地域活動支援交付金制度並びに森林環境基金事業を推進するとともに、松くい虫などの森林病虫害による被害が拡大傾向にあるため、被害の防止に努めてまいります。

また、森林資源の有効利用を図るため、広域基幹林道大滝線開設事業、林道飯豊・檜枝岐線開設事業を引き続き推進していくと共に、林道市野・大内線の林道改良事業を実施し、林業施業車両や一般車両の通行の安全確保を図ります。

次に商工観光部門であります。

商工業関係については、各商工会、関係団体と連携を図りながら、小規模事業者支援・地域振興・商工業運営事業への支援を行うとともに、昨年に引き続き県のモデル事業として、商業まちづくり基本構想の策定を行います。本事業において、大規模小売店舗の郊外出店の抑制を促し、土地利用に一体的に取り組み、商業集積地のゾーニングを行うことにより、町の賑わいの創出や商業振興を推進してまいります。

また、会津地域に立地している企業や大学・高校等によるものづくりを推進するための、産学官連携推進事業を昨年同様、引き続き推進し、ネットワーク化を図りながら、情報等を交換することにより、地元企業の技術力向上や産業創出、雇用等につながるように、周辺自治体や関係機関と密接な連携をして、活力ある産業のまちづくりを推進してまいります。

さらに、合併記念事業としての第3回「会津みさと祭り」事業を実施する商工会広域連携協議会に助成を行うなど、商工業の活性化に努めてまいります。

観光事業については、会津本郷焼に訪れる観光客の利便性を図るため、観光駐車場を整備し、焼き物めぐりや歩いて散策できる魅力ある街づくりを進め、中心市街地活性化の推進をめざします。

また、昨年度実施しました、首都圏を対象とした「モニターツアー」のアンケート結果の意見や提案を踏まえ、本町独自の旅行商品を企画して、通年観光客を受け入れながら、ビジネスベースの展開を実施してまいります。

温泉施設については、3施設の利用料金の統一を行い、指定管理者制度による、民間の能力を活用することで、住民サービスの向上と経費の節減に努めてまいります。

工業団地については、平成19年度において土地の販売価格の見直しや雇用奨励制度を創設したことによって、有利性を活かし、企業訪問や立地企業と情報交換を密にして、販売促進を実施してまいります。

住宅団地については、県内外の団塊の世代や定住・二地域居住者、U・

I ターンを希望している方を対象にして、空き家情報等の発信を行い、県や関係団体と連携を図りながら、販売促進を積極的に図ってまいります。

次に建設部門であります。

道路網の整備については、新たに町の玄関口となる新鶴スマートインターチェンジからの県道・町道整備並びに高田地区横町門前町通り整備事業等の促進を図るとともに、計画的な幹線道路や町民の安心、安全な道路交通環境の整備に努めてまいります。

また、冬期間の町民の通行安全確保と効率的な除雪作業を進めるため、高田地域の除雪ドーザの更新を行います。

都市公園については、宮川いこいの河畔緑地公園、せせらぎ緑地公園及び街なみ公園、更に横町門前町公園が追加となり、町民の身近な憩いの場として、また、観光客の交流の場として、快適に安心して利用できる公園施設の維持管理に努めてまいります。

町営住宅については、老朽化の著しい住宅が過半数を占めており、適正な住宅管理を維持するとともに、計画的な取り壊しや改修により住宅の維持管理に努めてまいります。また、滞納住宅使用料については、公平・公正な収納確保に努めてまいります。

新鶴スマートインターチェンジ（ETC 専用 IC）については、恒久設置に伴う誘導案内板等の整備拡充に努めてまいります。また、新鶴スマート IC 地区協議会を通じて、関係機関・民間団体等との連携を密にし、24 時間化実現に向けて、更なる利用促進に努めてまいります。

次に上下水道部門であります。

下水道の整備は、公衆衛生の向上と衛生的で快適な生活を実現し、周辺環境の向上と河川等の水質汚濁防止、地域振興の面からも重要であり、町振興計画重点事業として事業を推進しております。

本町の公共下水道整備事業は、高田地域で平成 16 年 3 月 31 日に一部供用を開始し、本郷地域では、平成 17 年 3 月 31 日に一部供用を開始しております。その後は、整備完了した区域を翌年度に順次供用開始をしております。

平成20年度の管渠埋設工事については、高田地域では布才地・西裏地内、本郷地域では思掘・新町地内等を予定しております。

新鶴地域においては、農業集落排水事業として平成13年度から事業を開始し、平成19年度に終末処理場が完成したことから、平成20年度に一部供用を開始することとなりました。平成21年度には、計画地区の全域が供用開始できる予定となっております。

本年度の管渠埋設工事については、根岸地内等を予定しております。

また、各処理場の適正な維持管理に努め、下水道事業推進協力員と共同し、加入促進の啓蒙を推進する考えであります。

上水道については、安全で良質な水の安定した供給確保と施設整備の充実に努め、水道事業経営の健全化に努めているところであります。

平成20年度は水道水の有収率を高めるため漏水調査の拡充を図り、財政基盤の健全化に努める考えであります。

老朽管の布設替につきましては、高田・本郷・新鶴地域での水道管補償工事として布設替に努めてまいります。

また、保守管理についても万全を期すため、高田・本郷・新鶴地域の水道監視システムを一元化する中央監視システムを構築すると共に、新規加入の促進・滞納の整理・経常経費の節減に努め、健全経営を目指す考えであります。

最後に教育部門であります。

学校教育については、平成20年度会津美里町教育委員会重点施策に基づき「心身ともに健康で、確かな学力を身につけた子供を育む学校教育」の推進を図ってまいります。

教育環境の整備については、年次計画に基づき各幼稚園、小・中学校の施設及び設備の充実と教育環境の整備に努めてまいります。

なお、平成20年度の主な事業では、本郷幼稚園エアコン設置工事、高田小学校の耐震補強及び大規模改修工事、本郷第二小学校のプールろ過装置工事、高田中学校のグランド改修工事等を行い、教育環境の充実に努めてまいります。

開かれた学校運営については、中学校に学校評議員制度を導入し、家庭や地域との連携を図り特色のある教育活動の展開に努めてまいります。

少人数教育の推進については、「うつくしまっ子みらいプラン」に基づき、小・中学校の全学年で少人数学級編制推進のもとに、一人一人の個性を尊重し、きめ細かな指導体制で、確かな学力と人間性・社会性をバランスよく育む教育を推進いたします。

総合学習の推進については、学校と地域との連携のもとに子どもたちの成長過程に応じ、人間として自立し「生きる力」を育むため、地元の人を特別講師に迎えるなど、地域に根ざした学校づくりを進め、個性を伸ばす児童・生徒の育成に努めてまいります。

また、小学校3，4年生の教材として、社会科副読本「わたしたちのきょう土」(仮称)を編集し、三地域の歴史、文化、産業等の学習に活用してまいります。

語学力の向上については、国際社会に生きる生徒の語学力の向上を図るため、英語指導助手を各中学校に配置し対応してまいります。また、小学校児童についても英語指導助手の計画的指導体制により、国際理解と英会話学習の向上に努めてまいります。

不登校児童・生徒の解消については、不登校児童・生徒の解消を図るため、「教育相談員」を配置するとともに、中学校には、心の悩み、不安、ストレス等を相談できる「心の教室相談員」、「スクールカウンセラー」の配置、また、小学校には「子どもと親の相談員」を配置し、家庭・学校と関係機関との連携等の取り組みを通し、充実した学校生活を送れるよう支援してまいります。

複式学級、特別支援教育等については、複式学級を有する学校には、町単独で非常勤講師を配置し、基礎学力の向上に努めてまいります。また、心身に障がい等を持つ児童・生徒には、特別支援学級を開設し、発達段階や個に応じた教育を進めるとともに、「特別支援指導員」等を配置し、社会参加できる児童・生徒の育成に努めてまいります。

幼児教育の充実については、幼児期は、心身の発達が著しく大切な時期でありますので、集団生活の中で様々な学習活動や体験を通し、

健全な自立心が育つように努めてまいります。

また、保育所との連携により、幼保一体化による幼児教育の充実強化を図るとともに、障がいを持つ園児の受け入れも推進してまいります。なお、高田地域の幼児教育体制のあり方についても、引き続き検討してまいります。

学校給食の充実については、食の安全性を高め、学校給食施設の安全と衛生管理の強化を図り、食の重要性を意識づけるため、栄養士と担任のT・Tによる食育の授業実施や保護者への広報活動、試食会の実施を進めてまいります。また、食材の地産地消の拡充を図るとともに、供給環境の整備を推進いたします。

安全な教育環境づくり、防犯対策の強化については、避難の家の確認や通学路の安全マップの定期的な見直しを図るなど、地域ぐるみで子育てを支援する見守り隊等との連携も図りながら、子どもの安全、防犯対策の強化を推進してまいります。また、小・中学校の遠距離通学児童・生徒を対象にスクールバス運行により、安全性の確保にも努めてまいります。

生涯学習関係につきましては、平成19年度より5ヵ年計画として策定した「会津美里町生涯学習振興計画」を基本として、「学びあう、心つないで、拓く町」を合言葉に、町民の学習ニーズを的確に把握し、町民の意思を反映させながら「いつでも・どこでも・だれでも」が、楽しく、主体的に学ぶことが出来る環境づくりに努めるとともに、その学習成果を地域社会に生かすことの出来る体制をつくり、町民自治と町民参画による協働の町づくりを目指してまいります。

特に、青少年の教育については、今年度も引き続き「放課後子ども教室推進事業」を展開し、子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所を提供すると共に、地域の方々のご協力を得ながら、地域に根ざした様々な体験活動や交流活動等の機会を提供し、地域教育力の再生に努めると共に、平成19年度に町青少年育成町民会議にて決定された「みさと運動」(みんなで「あいさつ」明るい笑顔、さわやか返事は「はっきり」「はい」、どこでも「はきもの」しっかりそるえ)を推進し、青少年の健全育成に努めてまいります。

芸術・文化関係につきましては、町文化団体連絡協議会をはじめとする各種自主サークルによる発表や作品展示などを積極的に支援すると共に、本町の芸術文化の振興を図るように努めてまいります。

また、文化財保護につきましては、油田遺跡の調査が終了し、報告書作成も完了したのに伴い、その成果を町民をはじめとする多くの方々に公開していく考えであります。更に、向羽黒山城跡につきましては、5年間の試掘調査は終了し、今後はその調査を基に、基本整備計画策定に努めてまいります。

スポーツ振興関係におきましては、町民の健康づくりへの関心が一層高まる現況を踏まえ、多彩なスポーツニーズに応えるため、各種講習会や研修会等を積極的に開催すると共に、スポーツ団体の育成や指導者の養成に努めてまいります。

また、スポーツ施設の有効利用により、町民誰もが手軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努めてまいります。

以上、平成20年度会津美里町の町政運営に対する所信と予算の大綱並びに主要な事業について申し上げましたが、本町におきましては、大変厳しい財政運営の中での予算編成であり、今後の執行にあたりましては、議員の皆様をはじめ、町民各位のご理解とご協力を得ながら、町民の負託に応えるべく全力を傾注してまいり所存であります。